令和5年度 岡崎市小規模保育事業所 整備·運営者募集要項 【修正版】

岡崎市こども部保育課

1 募集の趣旨

本市では令和3年度から、3歳未満児に待機児童が生じており、この待機児童解消に向けた保育定員枠の拡大が急務な課題となっている。その施策の1つとして、早期に事業化が可能である「小規模保育事業A型」を実施する事業者を募集する。

2 募集の内容

(1) 募集施設(類型)

「岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に規定する小規模保育事業A型(以下、「小規模保育事業」という。)

(2) 対象児童及び定員

対象児童: 0歳児から2歳児

定員:19名

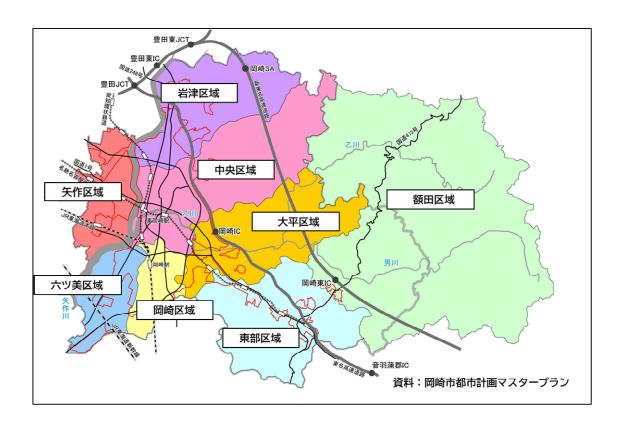
(3) 開設時期

令和6年4月1日

(4) 募集施設数等

岩津区域に1施設、中央区域に2施設

※岩津区域とは、「岡崎市役所支所設置条例」第2条に規定する、岡崎市役所岩津支 所の所管区域とする。また中央区域は同条に規定されていない地域全てとする。



3 応募資格

令和5年7月1日時点で、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 事業者の要件
 - ア 法人格を有していること
 - イ 認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のいずれかを、通算で3年以 上運営していること。
- (2) 保育施設の運営を適正に行えること
 - ア 保育事業に係る関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、関係法令等に 従った運営を適切に行う能力を有すること。
 - イ 法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、指導検査 で重大な文書指摘を受けていないこと。
- (3) 運営に必要な経済的基礎があること
 - ア 自己資金として年間事業費の「1/12」以上を、流動資産として保有していること。
 - イ 直近の会計年度において、法人全体(企業集団を形成し、連結決算を実施している場合は、その集団全体。以下同じ。)の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
 - ウ 直近2年間の会計年度において、法人全体で債務超過(負債が資産を上回っている 状況)になっていないこと、又は、債務超過が一時的な理由によるものであり、直近 の会計年度において債務超過でないこと。
 - エ 小規模保育事業の実施にあたり、新規に建物の賃貸借契約を締結する場合は、アに 加え家賃相当額の6か月分以上の流動資産を有していること。
- (4) 欠格事項

次の全ての項目に該当しないものであること

- ア 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当するもの
- イ 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当するもの(地方公共団体の一般競争入札の参加資格を有していないもの)
- ウ 子ども・子育て支援法第58条の10第2項に該当するもの
- エ 直近1年間の法人税及び消費税を滞納しているもの
- オ 直近1年間の法人事業税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 経営不振の状態(会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)にあるもの
- キ 代表者又は役員が岡崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある もの

4 運営について

「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」、「岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、その他、関係する法令及び条令、規程等の基準を満たすことに加え、次の事項を満たすこと。なお、「5 施設及び設備に関して」も同様とする。

(1) 開所時間等

開所時間、保育時間、延長保育時間は市認可保育所と同等以上にすること。

ア 開所時間

午前7時から午後7時まで

イ 保育時間

保育短時間 午前8時から午後4時まで(平日)

午前8時から午後零時30分まで(土曜日)

保育標準時間1 午前8時から午後5時30分まで(平日及び土曜日)

保育標準時間2 午前7時から午後6時まで(平日及び土曜日)

ウ 延長保育時間

延長Aコース 午前8時から午後5時30分まで(平日)

延長Bコース 午前7時から午後6時まで(平日及び土曜日)

延長 Cコース 午前 7 時から午後 7 時まで(平日及び土曜日)

※市条例(岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例)に規定のない延長保育料等を設定する場合は、必ず市と協議を行うこと。

(2) 開所日

月曜日から土曜日(「国民の祝日に関する法律」に定める休日、12月29日から1月3日を除く。)

ただし、日曜日及び祝日に休日保育をすることは可能とする。

(3) 入所定員

定員は 19 人とする。

対象児童は3歳未満児とし、0歳 ≤ 1 歳 ≤ 2 歳 となるように定員構成すること。 ※最終的な定員設定は市の指導に従うこと。

(4) 児童の入所

入所児童は保育の必要性の認定を受け、市が利用調整により決定した児童とする。

(5) 保育に関すること

ア 小規模保育の特性に留意して、保育する児童の心身の状況等(年齢・発達等)に応じた保育を行うこと。

イ 関係機関の必要な助言、指導に従い必要な改善を行うこと。

(6) 職員に関すること

ア 施設長は専従及び常勤職員であり、児童福祉事業等に2年以上従事した又はこれ と同等以上の能力を有すると認められる者とすること。加えて、他施設の施設長や保 育主任等の経験があることが望ましい。

- イ 保育時間中は、必ず複数の保育士で保育できる体制を整えること。
- ウ 保育士については、経験年数や年齢についてバランスの取れた構成とすること。
- エ 職員確保に関して、円滑な開所及び運営が行える、実現性が高い計画を立てること。
- オ 職員の資質向上及び、離職防止に積極的に取り組むこと。
- カ 調理員及び、調乳や配膳(給食を個人別の食器に取り分けるまで)に携わる職員に は、月1回検便を実施すること。

(7) 給食に関すること

ア 調理員を配置し、自園で調理すること。ただし、連携施設又は当該小規模保育事業者と同一の法人等が運営する施設からの搬入による提供は可とする。その場合は、調理員を配置しないことができる。

イ食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。

(8) 健康管理及び衛生管理

ア 児童の健康状態や発育、発達状態の把握に努めること。

イ 保育中の体調不良や事故の発生防止対策を行うともに、万が一発生した場合に備 え、嘱託医配置等の必要な体制を整えること。

ウ 感染症等に適切な対応を図ること。

(9) 地域との関わり

申請者は、近隣住民等に工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について選定後に適切に説明するよう努め、地域住民等の理解を得ること。

(10) 保護者との関わり

ア 保育士等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

イ 保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情処理マニュアル を作成すること。

(11) 連携施設の確保

事業実施までに、保育内容の支援及び3歳児以降の受け入れを担う連携施設を確保すること。なお、公私立の認可保育所は岡崎市こども部保育課を通じて紹介を行う。

(12) 個人情報の保護

ア 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその 家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

イ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

(13) その他

ア 災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日 頃から避難経路を確認するとともに、避難及び消火訓練を毎月1回以上実施す ること。

イ 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入す

ることにより、補償の体制整備を図ること。

- ウ 一時預かり事業の実施等、多様な保育や地域の子育て支援ニーズに応えるための 提案があれば応募申請書に記載すること。なお、実施の内容については選定後に市と 協議を行うこと。
- エ 令和5年度中に開所可能な場合は、選定後に市と協議を行うこと。

5 施設及び設備に関して

本事業を開所する時点において、次の事項を満たすこと。

(1) 建物について

- ア 事業者が所有又は賃借する建物において事業を実施するものとする。なお、建物を 賃借する場合は、原則として、地上権又は賃借権を設定し登記をすること。ただし、 建物の賃貸借契約において賃借期間を10年以上としている場合や、貸主が地方住宅 公社など信用力の高い主体である場合は、登記を行わないこととできる。
- イ 建築基準法に基づく建築確認済証・検査済証(紛失している場合は確認台帳記載事項証明書でも代替可能)が確認できること。
- ウ 建物の当該事業に係る延床面積が 200 ㎡を超える場合、建築基準法で定める保育 所への用途変更が可能であること。ただし、延床面積が 200 ㎡以下の場合であっても 建築基準法で定める保育所の基準を満たすこと。
- エ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。なお、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付され、工事着工された物件については、耐震調査を実施し、耐震上問題がないことが確認された建物であること又は耐震補強済の建物であること。
- オ 賃借料は地域の水準に照らして、適正な額以下であること。また、賃貸契約書には、 小規模保育事業所として使用する床面積を記載すること。
- カ 物件の賃貸人と所有者が異なる場合は、物件の所有者が小規模保育事業所として 使用することを承諾しているか必ず確認し、事業使用における両者からの同意書の 写しを提出する見込みがあること。

(2) 設備について

- ア 2歳児1人あたり3.3 m以上の屋外遊戯場を備えること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、事業実施施設の付近(幼児が徒歩で概ね15分以内)にある屋外遊戯場に代わるべき場所(公園、広場、寺社境内等)があること。また安全な移動経路が確保されていること。
- イ 児童が使用する便所と、調理員及び、調乳や配膳に携わる職員が使用する便所を同 室に設置しないこと。
- ウ 沐浴室を確保すること。また、衛生上区画することが望ましい設備(沐浴室、便所等) は保育室等と区画すること。

(3) その他

- ア 小規模事業の候補地は、周辺施設等の状況を考慮し選定すること。
- イ 保護者の自動車による送迎を考慮し、駐車場確保等の対策を講じること。
- ウ 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けること。
- エ 保育園の出入り口、フェンス等については、防犯に配慮した設計とすること。

6 給付費について

国が定める公定価格に基づき、地域型保育給付を支給する。給付額は、地域区分、利用 定員、認定区分による基本額(児童一人あたりの単価)と職員配置等による加算額により 決定する。

【参考】

内閣府ウェブサイト

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html

7 選定スケジュール

公募要項等の公表	令和5年7月14日(金)
質問書の受付	令和5年7月18日(火)~7月24日(月)
質問書への回答	令和5年7月28日(金)
参加表明書受付	令和5年7月31日(月)~8月4日(金)
提案書の受付	令和5年8月7日(月)~8月21日(月)午後5時まで
選定委員会	令和5年8月25日(金)
選定結果の通知	令和5年9月上旬

8 応募手続きについて

(1) 公募に関する質問の受付及び回答

本応募に関する質問(軽微な場合を除く)の受付を、以下のとおり実施する。

ア 受付期間

令和5年7月18日(火)から令和5年7月24日(月)までとする

イ 受付方法

別紙1「質問票」に質問内容を記載し、市の問い合わせ先へメール送信すること。 なおメールタイトルには「募集要項等に関する質問(会社名)」と明記すること。

ウ 回答方法

令和5年7月28日(金)に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表 しないものとする。また、審査内容や評価項目等に関する質問については回答の対象 外とする。

(2) 参加表明書の受付

本事業への応募を希望する者は、参加表明書を提出すること。期間内に参加表明書を提出しなかった事業者からの提案書は受け付けない。

ア 受付期間

令和5年7月31日(月)から8月4日(金)までとする

イ 受付方法

別紙2「参加表明書」を、市の問い合わせ先へメール送信すること。なおメールタイトルには「小規模保育事業 参加表明書(会社名)」と明記すること。

(3) 提案書の受付

様式3~11 について作成し、以下の要領に従い提出すること。なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 受付期間

令和5年8月7日(月)から8月21日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目 9番地岡崎市こども部保育課保育施策係

ウ 提出方法

郵送(配達証明の取れるもの) または持参によること

(4) 応募にあたっての留意事項

ア 申請に要する経費はすべて申請者の負担とする。

イ 受付期間後は本市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出 は認めない。また、提出書類は返却しない。

ウ すべての提出書類は、岡崎市情報公開条例に基づき、行政文書として情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

9 優先交渉権者の決定について

(1) 決定方法

市が設置する「岡崎市小規模保育事業所整備・運営者候補者選定委員会」において審査を実施し、選定委員会の選定結果に基づき、市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

また、審査にあたり、事業者の代表者等にプレゼンテーション(15 分以内)及びヒアリング(20 分程度)を実施する。

※募集施設数を超えない場合においても、審査の結果「該当なし」とする場合がある。

(2) 審査方法

別紙「岡崎市小規模保育事業所整備・運営者選定基準表」に基づき審査を行う。選定委員がそれぞれ評価を行い、その合計点が最も高かった応募者から順に、優先交渉権者、次点交渉権者として選定する。

なお、点数が同点になった場合は選定委員で協議を行い、順位を決定するものとする。

(3) 選定結果と公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、令和5年9月上旬を予定しており、選定結果は全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページにて優先交渉権者及び 次点交渉権者のみ社名等を公表する。

(4) 留意事項

- ア 応募書類等が本募集要項で定めた条件を満たさない場合は失格とする。
- イ 本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではない。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合や、選定後に応募資格を有しない者となった場合は、選定を取り消すことがある。
- エ 優先交渉権者との協議が成立しなかった場合、市は次点交渉権者と協議を行うことができるものとする。
- オ 本事業は、今後 10 年間の待機児童対策等を目的として実施するものである。事業の目的を達成した後、利用児童が著しく減少した施設については、市が当該施設の事業者に対して、本事業からの撤退を協議する場合がある。

10 問い合わせ先

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地

岡崎市こども部保育課保育施策係

電話番号: 0564-23-7230

E メール: hoiku@city. okazaki. lg. jp